

差押債権目録

金 円

ただし、債務者（ 勤務）が第三債務者から本命令送達日以降支給される

1 給与債権（基本給及び諸手当。ただし通勤手当を除く。）から所得税，住民税及び社会保険料を控除した残額の4分の1（ただし，上記残額が月額44万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額）

2 賞与から1と同じ税金等を控除した残額の4分の1（ただし，上記残額が44万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額）

にして，頭書金額に満つるまで。

なお，1及び2による金額が頭書金額に満たないうちに退職したときは，

3 債務者が第三債務者に対して有する退職金債権から，所得税，住民税を控除した残額の4分の1にして，1及び2と合計して頭書金額に満つるまで。